

1 開催日

2 委員長開会宣言

3 議事

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 市教委第 4 号 平成 20 年度 3 月議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について  
平成 19 年度一般会計 3 月補正予算  
平成 20 年度一般会計当初予算  
高知市運動場条例等の一部を改正する条例議案  
江ノ口コミュニティプラザ(仮称)新築工事請負契約締結議案  
不動産取得議案
- 日程第 3 市教委第 5 号 平成 20 年度教育委員会の機構について
- 日程第 4 市教委第 6 号 春野町との合併に係る平成 20 年度の学校教育法 107 条の規定に基づく教科用図書(一般図書)の追加採択について
- 日程第 5 市教委第 7 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の一徴収に関する規則の制定について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員

1 番委員	澤 田 智 恵
2 番委員	溝 渕 悦 子
3 番委員	西 山 彰 一
4 番委員	田 中 十 糸 子
5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局

教育次長	舩 田 郁 男
参事(図書館長)	千 浦 孝 雄
総務課長	弘 田 充 秋
学事課長	佐々木 正 彦
スポーツ振興課長	尾 原 徳 重
総務課長補佐	山 本 正 篤
学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
総務課総務係長	藤 原 哲
学校教育課指導主事	弘 瀬 健 一 郎
学事課指導主事	加 志 崎 明 美
教育研究所指導主事	清 水 隆 人
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 2 月 22 日（金） 16:00～17:17（たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から，第 1012 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。  
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は西山委員さん，  
お願いいたします。

それでは，議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 4 号「平成 20 年 3 月市議  
会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とい  
たします。事務局の説明をお願いします。

総務課長 はい。総務課長の弘田です。議案の 3 頁で別紙資料参照ということで，別紙の  
1 頁をご覧いただきたいと思います。

3 月定例市議会提出議案一覧（教育委員会所管分）の 1 番の予算議案（19 年  
一般会計補正予算）でございます。件名としては 5 件ございます。順次簡単に内  
容をご説明したいと思います。

まず 1 番の，「学校建設公社長期借入金解消事業費」補正額 1 億 2,092 万 6000  
円。この内容は，財団法人高知市学校建設公社借入金に対する利子について，従  
来は 5 つの金融機関から，追加融資を受けて返済してまいりましたけれども，こ  
の公社の借入金の増加を抑制して将来の負担軽減を図るため，この 19 年度から  
市が公社に対しまして借入金の利子相当額を負担することにいたしました。20  
年 1 月 1 日現在の学校建設公社の借入残高は，75 億 8,612 万 8,000 円，うち利  
子相当額は，17 億 6,212 万 2,000 円になっております。この利子相当額を今後  
市の方の負担で 5 つの金融機関に返済していくことで，この長期借入金の解消に  
努めていくという内容でございます。

続きまして 2 番目が，「耐震補強整備事業費」で，小学校の耐震補強ござい  
ます。補正額 5 億 3,000 万円，内容につきましては，国の補正予算による制度を  
活用しまして，20 年度に事業計画をしておりました補強事業を，19 年度に前倒  
して実施するもので，新堀小学校校舎，秦小学校の北東舎，初月小学校北西舎  
を補強整備する計画でございます。実質の工事については，20 年度に繰り越し  
で行うこととなります。

続きまして，3 番目の「世界陸上 2007 大阪大会事前合宿招致事業費補助金」  
補正額 573 万 9,000 円の減額でございます。内容につきましては，世界陸上大阪  
大会事前合宿招致事業費につきまして，当初は招致国の国内移動旅費を予算化し  
ておりましたけれど，その旅費につきましては，招致国が自己負担するとい  
うことになりまして，その経費が不用となったことによりまして，この補助金額を減  
額するものでございます。

続きまして，4 番目として県立図書館派遣職員負担金補正 補正額 609 万 4,000  
円でございます。内容につきましては，県立図書館からの派遣職員の方が 1 名い  
らっしゃいますが，その 1 名の方の受入れに伴いまして，その職員の方の人件費  
609 万 4,000 円を県に対して負担するものでございます。一方，市の方に来てお  
られる派遣職員 1 名分の人件費につきましては，額は 430 万 2,000 円というこ  
とで諸収入として県から受け入れるもので，この県への 600 万と市への 400 万の差  
額については，職員の年齢差によるものでございます。

続いて5番目として、繰越明許費設定、金額は6億2,610万7,000円、これは自治法の213条の規定によりまして、年度内に支出が完了しない事業4件について、翌年度へ繰り越して事業を行うということでの繰越明許費の設定を行うものでございます。なお、ここに別紙1のとおりと書いておりますが、別紙1を付けておりません。お詫びして訂正させていただきます。

この繰越明許費のほとんどが、先ほどご説明いたしました耐震補強とご理解していただいております。繰越しの額については、前年度が6億7,056万円ございました。それに比較しますと4,445万3,000円の減となっております。

説明は以上でございます。

澤田委員長                    それでは続いてお願いします。

総務課長                      続きまして、平成20年度の一般会計当初予算でございます。資料の3頁をご覧くださいと思います。

平成20年度教育費予算の概要でございますけれども、下から3段目の合計欄に教育費総額を記載しておりますが、20年度教育費予算は、総額92億3,800万3,000円でございます。前年度と比較しますと金額で4億5,174万5,000円、率にしますと5.1%の増加となっております。この中の職員給与費でありますとか、報酬、いわゆる人件費を除きますと総額が58億5,804万8,000円でございます。前年度と比較しますと金額で4億847万6,000円、率にしますと7.5%の増加となっております。

20年度の予算編成につきましては、昨年度に引き続きまして経常予算と政策予算を一体的に要求する形を取りまして、企画財政部の方からは、給与費・報酬を除いて51億6,412万3,000円という、19年度に比べて10.2%の減という予算要求基準額が示されるという、昨年にも増して厳しい財政状況の中での予算折衝ということになりました。教育委員会の要求基準の中では、学校運営の要であります教材費をはじめとする学校配当予算にまで大幅な削減案が示されましたけれども、教育長ご自身が、その案に対して「未来の子どもを育てるための環境を整える必要がある、減額は最小限にしなければならない」という強い思いから、市長に対して直接お願いもし、企画財政部とも一歩も引かない議論を重ねてまいりました。

その結果、教育費予算全体では、今言いましたように5.1%の増となった訳でございますが、このうち、この表の1番上にあります教育総務費の教育委員会費の中に、学校建設公社長期借入金解消事業費4億という金額がございます。この4億については、学校建設校舎の長期借入金を、今後計画的に解消していくということで、市の方が公社に対して支援をするという特殊なものでございまして、この4億を引いて19年度と比較しますと100.6%ということになります。

委員会といたしましては、19年度とほぼ同程度の額が確保できたと言えるのではないかと、財政状況の厳しい中でめりはりのついた予算になったのではないかと考えております。特に、その中身につきましては、教員補助員のほか、新たな特別支援教育支援員・スクールソーシャルワーカー等の人的配置や、教材費・学校図書整備費等、学校運営の要となる予算については、確保できたのではないかと考えております。

主な事業の詳しい説明につきましては、この後にあります4頁から10頁に内容を記載しておりますので、後ほどゆっくりご覧いただきたいと思っております。11頁以降には、教育委員会関係の主な事業名・金額を16頁までにわたり記載して

おりますので併せてご覧いただきたいと思います。非常に簡単でございますが説明は以上でございます。

教育長 通常なら課長査定・部長査定・市長査定とありますが、私にはそういう流れでは獲得できないという思いがありましたので、まずは市長に対して非常に厳しい状況ですが譲れないので現状維持の旨を伝え、部長査定段階でもすべて市長査定にあげてほしいと伝え、結果、現状維持となり、結果としては良かったのではないかと考えております。

特に、学校図書館に係る図書費の国からもらっている交付税分の予算はすべて付けるよう、それから特別支援教育の支援員の予算ですが、財政当局は教員補助員で約5,800万円もらっておりますので渋っておりましたが、これはこれとして既得権な訳ですから、特別なケアをする子どもに使っておりますので、そこは認めるけれども、外に向けて本県中学生の学力が最悪レベルであると言われ、それを改善するため、平成20年を「授業改革元年」として不転の決意で取り組もうとしている足場が揺らぐと。それから学校教員にしましたら、日々の学校の授業をしていく教材費等が減額になると気持ちが萎える等と言いながら、結果的には昨年レベルの予算が確保できました。

溝渕委員 そういう状況でありながら、一番下の19年度と20年度の一般会計の比率を見てもと下がっているのはどういう理由ですか。

舛田次長 正確な情報ではありませんが、起債の借換えの歳出予算を組む必要があったため、20年度一般会計予算が増額となったと聞いています。

澤田委員長 その件はよろしいでしょうか。では、続いての説明をお願いします。

スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の尾原です。  
「高知市運動場条例等の一部を改正する条例議案」ということで、7頁をお開きください。今回、施設使用料において営利目的利用の使用料を新しく設けるものでございます。

現在の条例では、スポーツ教室、塾等の営利を目的として利用する等の新しい利用形態が出てきておまして、その使用料についての定めがないということから今回それを設けるもので、6頁の別表1使用料2の欄に「入場料・会費等を徴収する場合」という欄がありまして、この場合、1,500円の入場料に対して16万3,800円の使用料をいただくことになっております。

実際、上の使用料1の「入場料・会費等を徴収しない」場合で見ますと、その他の欄でテニスコート1面当たり520円、体育館2,100円、野球場2,100円という設定になっておりますけれども、会費等を1,500円徴収した場合には、16万3,800円の使用料をお願いするということになりません、使用料2の「入場料・会費等を徴収する場合」は、主に興行であるプロ野球、四国アイランドリーグ、プロバスケットボール等の試合の場合などに、この6頁の使用料2を適用し、それ以外の使用については、使用料1「入場料・会費等を徴収しない場合」とし、テニス教室や卓球教室を開催し月謝を徴収した場合について、それに該当する使用料がないということで、今回その営利目的利用への対応として、6頁の使用料1「入場料・会費等を徴収しない場合」の使用料の3倍の額を徴収するように条例を改正するものです。

なお、高松市・松山市・徳島市においても営利目的利用についても同様の内容で条件設定を行っており、高松市が3倍、松山市が5倍、徳島市が4倍になって

おりますし、高知市の文化施設“かるぼーと”においても同様の使用料設定となっております。以上です。

澤田委員長 質疑は後ほどまとめてということで、次の説明をお願いします。

市民図書館長 市民図書館の千浦です。

江ノ口コミュニティプラザ(仮称)新築工事請負契約締結議案について説明させていただきます。別紙資料でお配りしております資料の2頁をお開きください。

郵送による一般競争入札において、最低制限価格で入札した8共同企業体の中からくじ引きにより落札決定した次の業者と工事請負契約の締結を行おうとするものでございます。

工事名称が「江ノ口コミュニティプラザ(仮称)新築工事」、契約額が2億6,785万2,480円でございます。落札業者は、「関西・龍特定建設工事共同企業体」でございます。工事概要につきましては、同じ資料の17頁にまとめておりますので17頁で説明をさせていただきます。

「江ノ口コミュニティプラザ整備事業概要」というタイトルになっておりますが、施設の機能といたしましては、「図書館」「生涯学習の拠点」「コミュニティ活動の拠点」「地域防災の拠点」ということで、現在の市民図書館は「図書館」と「生涯学習の拠点」しかございませんが、新しく建てる図書館につきましては、「コミュニティ活動の拠点」「地域防災の拠点」を新たに設けるものでございます。

施設の概要でございますが、施設名称が「江ノ口コミュニティプラザ」となっておりますが、地域の住民の方で構成する委員会で検討いただきまして、最終的には「江ノ口コミュニティセンター」という名称にしてほしいということで、そのようになる予定でございますが、工事名称としては、基本設計段階の「江ノ口コミュニティプラザ」という名称で統一させていただきました。

構造は、鉄筋コンクリート6階建て延床面積が1,576.29㎡でございます。元は、約1,600㎡ございましたが、昨年6月の建築基準法の改正に伴いまして、設計変更を行いましたことによりまして23㎡ほど減じた面積になっております。

整備計画につきましては、平成19年7月、8月に解体工事を行って、現在は更地になっている状態です。この3月議会に契約議案を提出し、20年3月から21年4月の工期13か月で新築工事を行いまして、21年6月の江ノ口コミュニティセンターのオープンを目指しているところでございます。この間、長期になりましたので平成19年7月から21年4月もしくは5月までは、仮設の図書室を設ける予定でございます。予算につきましては、平成19年度から21年度の継続費で設定しておりまして、総額5億円でございます。平成19年度は2億円、平成20年度は2億5,000万、平成21年度は5,000万円ということでございます。

工事は、建築だけが完了しておりまして、引き続きまして、空調、給排水、電気の3つの工事を今後順次入札にかけていく予定です。19頁以降は平面図を付けておりますのでご覧いただけたらと思います。以上です。

澤田委員長 それでは次をお願いします。

総務課長 総務課長の弘田です。

議案の15頁、中身につきましては、別紙の資料の2頁をお開きください。不動産取得議案でございます。

これは、先ほど説明いたしました学校建設公社の長期借入金の解消事業の一つとしまして、計画的に学校建設公社から買い戻すことの内容でございます。具体

的な今回の内容につきましては、学校建設公社で先行整備を行いまして、平成3年2月に改築竣工しました久重小学校の機械室、ポンプ室2棟の買取りを1億5,850万円以内で学校建設公社から行うものでございます。

澤田委員長 以上5件ございましたが、ご意見等はございませんか。

溝渕委員 公社の利息の支払いの関係とかを変更した理由は何ですか。

総務課長 この長期借入金ですけれども、市が出資した学校建設公社とか、土地開発公社とか、市が出資している団体の借入金の残高についても、それは借入金の一部として市の財政運営に影響があり、その団体の健全化の度合いとして、今後はそこも見えていくということなので、学校建設公社の借入金については、先行整備したものを国の補助金が付く時に買い戻しておりましたが、毎年1校の状況になっておりますので、それではなかなか残高が減っていかない状況にあり、それがそのまま市の借入残高として扱われると、今後、やはり財政の不安定な状況が解消されてないということにもなりますので、10年、20年のスパンになりますけれども、一定、市の方が負担して買い戻していくものです。補助が付くものは、当然補助に手を挙げていきますけれども、それとは別の単独の事業分についても順次先行して買い戻していくことにいたしました。

吉川教育長 現在は、元金が減らずに借金だけを支払っているような状況です。

溝渕委員 今までは、買い取る時にそれまでの利息も含めて払ってたわけですか。

吉川教育長 利息は利息で支払っておりますが、わずかしか減ってない状況です。結果的に残高は76億円の借金がある訳です。

溝渕委員 今まではその利息を公社がお金を借りて銀行に払ってたものを、今度は、市の方が銀行に利息を払うという説明ですよね。市は銀行から借りるわけではないわけですか。

総務課長 それはありません。

吉川教育長 何年で返済する計画ですか。

総務課長 今のところ新聞にも出たかと思いますが、35年までいくということです。ただし、今回のような4億円でいきますと20年しかかかってしまいます。それを15年で支払うということですので、今後、財政状況をみながらこの金額を増やしていただくことになると思います。

吉川教育長 私が言ってきたのは、その4億を教育委員会の予算を減らしておいて支払うというのはとんでもないことなので、それは市全体で準備をしてもらいたいということです。

舛田次長 利息ですが、年間で1億6,000万円ぐらいになります。

溝渕委員 それから、図書館の職員を県から市へ、市から県へと交流しているのは何か

理由がありますか。

市民図書館長 市民図書館の千浦です。それぞれの図書館の事情を、県市ともに知らないということで、18年度から県市交流を始めております。18年度につきましては、県の方から1名、市の方からは6か月交代で2名で2年目でございます、2年間行ったことで一定の成果があったのではないかとということで、19年度でこの派遣については終了ということになっております。

溝渕委員 普段の情報交換等はほとんどなかったのですか。

市民図書館長 県下の公立図書館の協議会の会長が県立図書館長、副会長が市民図書館長ということで、そういった形での交流はありますが、実務者レベルでの交流は、開館日が土日ということもありますので、なかなか職員が出向いてということにはなりません。

また、県立図書館と市民図書館の機能が全く違いますので、6か月とか1年間で、実務者レベルでの交流を図るということで18年度から実施したものでございます。それぞれが県市にもどって理解を広めていただくということで取り組んだものでございます。

澤田委員長 他にございませんか。

溝渕委員 江ノ口コミュニティプラザは、8企業体が最低価格だったんですね。

市民図書館長 今回は郵便入札で行いましたが、全体では12JV建設共同企業体を作っていたいただきまして、その12社が参加をいたしました。その内の2社は、市民病院跡地の「あんしんセンター」の方で落札をした業者でございましたので、2社が辞退をいたしまして、あとの10JVについて2月4日に開札しております。ですから、10社の内8社が最低価格でございまして、その8社でくじ引きをして決めたという経過でございます。

吉川教育長 最低価格によるくじ引きというのが最近多いです。

溝渕委員 最低価格の設定が正当なものかということでしょうか。それでも十分にやっていけるとして入札するのか、安くても仕方ないから最低価格でやるのかと言ったら請負業者に負担がかかるし、手抜きの仕事にもなりかねないし、その辺の検討が必要でしょうね。

市民図書館長 溝渕委員さんの言うとおり、それについては契約課の中で問題になっております。くじ引きで落札された業者について、工事が赤字だったのか黒字だったのかという調査をした結果、かなりの業者が赤字だということで、今年の4月以降につきましては、最低制限価格を5%上げて対応していくという方法は決まっております、4月1日から実施される予定です。

澤田委員長 ほかにご意見はございませんか。

それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第4号「平成20年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、「特段意見はなし」として決することにご異議ございませんか。

- 委員一同 異議なし
- 澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって市教委第4号はそのように決しました。  
次に日程第3市教委第5号「平成20年度教育委員会の機構について」事務局の説明を求めます。
- 総務課長 総務課の弘田です。議案の16頁、資料の方の24頁をご覧いただきたいと思えます。「平成20年度教育委員会機構図」案ということで表にしております。この中で今回改正したいと考えておりますのは、生涯学習課でございます。ここの生涯学習課にスタッフ制を導入したいと考えております。  
現在の形は、職員が課の係に所属しております。係が「管理係」「公民館係」ということで、それぞれに係長がおり、その下で職員が業務をしております。この形を廃止いたしまして、職員を課全体に所属させるということにして、その中で「管理担当係長」と「公民館担当係長」を置きまして、それぞれの係長の下で業務を行い、内容について所属長が職員の業務分担を決めていくということ、年度当初に当然決めますが、その後の繁忙とか業務に変動等がございましたら、その分担を随時に変更することができるよう、弾力的な対応がとれるようにスタッフ制を導入したいと考えております。以上でございます。
- 澤田委員長 この件についての質疑等はございませんか。
- 溝淵委員 人数が少なくなったのですか。
- 総務課長 人数的には変更ありません。
- 舛田次長 次長の舛田です。少し補足しますと、春野の方に「中央公民館」とかの施設がありますが、それを所管することになりましたので、たかじょう庁舎にある公民館係と春野にもある公民館係では分かりにくいということが一つの理由でもあります。公民館第一係・二係というのがありますが、場所が違うこと等も一つのきっかけでございます。それぞれに担当係長を配置して、その担当係長に指示をもらう職員を配置し、その担当係長にどの職員を配置するかという判断は所属長が適宜決めていくというように、弾力的な部分がございます。ライン制とスタッフ制の2種類ございまして、何係ということになりますと、その事務分掌はその係の仕事と決まってしまうから、そればかりを基本的にはしなければならなくなりますので、スタッフ制だとその辺が緩やかになります。
- 澤田委員長 この件に関して他にご質問はございませんか。  
それでは、他にご意見がなければ、この件の質疑を終了し採決に移ります。市教委第5号「平成20年度教育委員会の機構について」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 委員一同 異議なし
- 澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号「平成20年度教育委員会の機構について」は原案のとおり承認されました。  
次に、日程第4市教委第6号「春野町との合併に係る平成20年度の学校教育



法 107 条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の追加採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の岡村です。

107 条図書につきましては、7 月の定例教育委員会で高知市分を採択していただきましたが、春野町においては、高知県教育委員会から配布されております、平成 19 年度用の 107 条図書契約一覧という何百冊もある中から 17 冊を選んでおりました。その後、旧春野町教育委員会が 20 年度用 107 条図書として高知県教育委員会に需要数を報告しているところでございます。

このようにして、平成 20 年度用には、旧春野町教育委員会から需要数の報告がされている 107 条図書の中には、高知市で選定をいたしました平成 20 年度に使用する学校教育法 107 条に基づく 107 条図書に含まれていないものが 9 冊ございました。そこで本日は、旧春野町の学校が使用する 107 条図書を高知市として採択していただく必要が生じてきたものでございます。17 冊の内、高知市が採択をしていない 9 冊について採択をしていただきたいものでございます。以上でございます。

澤田委員長 この件に関してご質問はございませんか。

溝渕委員 春野の特別支援学級で今使っているのですか。

学校教育課長 来年度使用予定の図書でございまして、本年度はまだ使っておりません。

ただ、高知市の採択の場合にもご意見をいただきました「ドリル形式」のものや「ぬりえ形式」のものについては、これは教科書としては「いかがだろうか」と春野町の方にもお伝えして、来年度以降の採択については考えていかなければならないと思っております。

溝渕委員 追加をするということは、高知市で決めたものに加えて、それを高知市の人たちが選んでもいいということにはしないで、春野地区の方たちだけがとりあえず使っていていいということにするわけですか。

学校教育課長 来年度の高知市の 107 条図書は、学校が「こういうものを使いたい」ということですべて出てきております。今回は、春野町分だけを採択していただく訳ですが、春野町の 3 校が使うものに限ってということで、今回出さしていただきました。

溝渕委員 ただ「追加します」でもいいわけですね。もう皆、使うものを出している訳ですから・・・。

学校教育課長 はい。合併以前に出しております。高知市では教育委員会において採択したものを使いますということにしておりますので、ぜひ採択をしていただいて「ドリル形式」などのものが出てこないようなことを高知市教育委員会では考えていかなければならないと思いますし、教科書として使用するものでございますので、教育委員会にお諮りをして審議をしていただく必要があると考えております。

溝渕委員 追加の意味というのが、地域限定で追加するという説明だったですね。

- 学校教育班長　　すでに高知市の学校では、7月に採択されたものだけで、すでに選定がされてきています。たとえば追加をしたとしても、学校の方では話し合いをして追加ができる状況ではないと考えています。また、課長から申し上げたように、ドリル的なものについてはやめて、採択していただいた経緯がございます。
- しかしながら、春野小学校がどうしても使いたいというものについては拒みきれないだろうということで、限定で追加をしますということです。来年度以降は、こういった「ドリル形式」のものは採択の中で選択されないという見込みをもっています。
- 西山委員　　「ドリル形式」をやめてきたという理由ですが、教科書なのか教科書でないのかという分けがあると思いますが、「ドリル形式」は教科書と見なさないということなんですね。
- 学校教育課長　　基本的には、教科書として使用するものと考えておりまして、ドリルはドリルとして別に教材として使用するのが妥当ではないかと思えます。あるいは7月にもありましたが、教師用の図書として購入できても、子どもが使うのはどうかという図書もございまして、今回は子どもが教科書として使用できるものに限定していったらどうかと考えております。
- 田中委員　　ドリルのようなものは、今回のこの中にはないでしょ。
- 学校教育課長　　今回は、ぬりえ的なもので「エリック・カールの絵本」だとか「らくがきをたのしむ本」等はございます。
- 溝渕委員　　春野地区で決めてたから来年度に限っては追認しようということなんですよ。
- 学校教育課長　　春野町はすでに県の方に提出しておりまして、合併する以前に認められているわけです。
- 澤田委員長　　他にございませんか。
- それでは、市教委第6号「春野町との合併に係る平成20年度の学校教育法107条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の追加採択について」、原案のとおり決してよろしいでしょうか。
- 委員一同　　異議なし
- 澤田委員長　　ご異議なしと認めます。よって、市教委第6号「春野町との合併に係る平成20年度の学校教育法107条の規定に基づく教科用図書（一般図書）の追加採択について」は、原案のとおり決しました。
- 続いて、日程第5市教委第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。
- 学事課長　　学事課長の佐々木でございます。
- 「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」説明いたします。
- 議案の方は19頁にございますが、お手元に“「災害共済給付制度」のお知らせ”という資料と中核市の状況をお配りしておりますので、「お知らせ」に沿って災

害共済給付制度につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

災害共済給付制度は、学校、幼稚園及び保育所の管理下で、児童、生徒、学生、又は幼児の災害が発生した時に、災害共済給付を行う国、学校の設置者、保護者の三者の負担による共済制度でございます。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですから、次のような4点の特色をもっています。一つが、低い掛金で、厚い給付が行われます。そして、学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。そして3つ目に、学校の責任において提供した食物による0 - 157等の食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。そして最後に、全国の学校で児童生徒数の約97%に当たる1,767万人が加入しています。

次に、給付の対象となる管理下と災害の範囲でございますが、学校の管理下、そこに書いてありますように、「各教科や学校行事などの授業中、部活動等の課外指導中、休憩時間中等の他、通学中も含む」におけます、児童生徒の負傷、疾病に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となるということです。

そして、その下に災害の種類、災害の範囲、給付金額等の具体的なことがございますが、それをご覧いただきたいと思ひます。この災害共済給付制度は、子どもたちが安全・安心な学校生活を送るうえで、不可欠な共済制度でございます。

本市におきましては、給付された件数が18年度におきまして2,306件ございまして、総額3,000万円を超える額が本市の子どもたちに給付されています。

その掛金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項によりまして、学校設置者が政令に定める範囲内で保護者から徴収することと定められております。その範囲は、センター法の施行令第10条によりまして、小中学校では、10分の4から10分の6、高等学校・高等専門学校及び幼稚園児は、10分の6から10分の9ということが定められております。それぞれの掛金につきましては、「お知らせ」の裏面をご覧ください。割合につきましても、表の右の方に書いてありますが、このような制度になっております。現在のところ、義務教育諸学校では920円、高等学校全日制では1,840円、定時制980円、通信制280円と額が定められております。

そして、高知市立学校におきましては、その掛金の全額を市が負担してきました。しかしながら、他市町村のほとんどが、法律によります保護者負担を行っております。2枚目の表が、その一部になります。中核市の状況です。35市ある中で、義務教育で460円を28市が保護者負担としております。そして、3市が10分の4から10分の5ということで、「徴収なし」はわずか4市でございます。

このような状況、そして、本市が大変厳しい財政状況であるということ、さらには、法の主旨に沿って掛金を保護者と設置者で分担することが妥当であることを踏まえまして、来年度から保護者の皆様に掛金の一部を負担していただくことといたしました。

今日、ご審議いただくものは、その徴収に当たっての規則の制定になりますので、別添の資料をご覧ください。

第1条で、「この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項の規定により、市立学校の園児、児童又は生徒の保護者から徴収する共済掛金の徴収について、必要な事項を定めるものとする」と主旨を述べました。

そして第2条で、「保護者から徴収する共済掛金の金額は、毎年度次のとおりとする」ということで、幼稚園児につきましては、全額で270円ですが200円、そして小中学校につきましては、児童、生徒一人に月460円、これは掛金の半額になります。それから高等学校につきましては、四国の他の3市も同じですが、県立学校は本県の場合、すでに1,460円を徴収しているので、それに合わせまし

た。同じく定時制の方も、県立が760円ということなので、それに合わせた金額を設定したものです。

それから次に第3条として、免除のことについて述べました。「保護者から徴収する共済掛金を免除することができる」ということで、具体的には、その3つに当てはまった場合です。まず一つは、「高知市就学援助規則第2条の適用を受ける者」ということで、就学援助を受けているものについては免除する。それから2つ目には、「特別支援学校の児童、生徒の保護者」、これにつきましては、市立養護学校になりますが、かなり重度の特別支援を要する子どもたちがおりますので、それに配慮したということと、他の四国の3市もそのようになっておりますので、このような形にいたしました。それから最後は、「高知市立高等学校授業料等に関する条例第6条の適用を受ける者の保護者」ということで、高知商業高等学校におきまして、授業料を免除されている生徒の保護者を免除の対象といたしました。

以上、このような徴収に関する規則を新たに制定することになりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

- 澤田委員長        それでは、この件に関して質疑等はございませんか。
- 田中委員            毎年必要となりますか。
- 学事課長            はい。年額です。
- 吉川教育長         これは、他市と同じにさせていただこうということです。
- 溝淵委員            お金を払ってない子どもが怪我をしても、保険は払われるのですか。
- 学事課長            加入する際には、同意書をいただきますので同意書がない限りは払われません。
- 溝淵委員            「あなたのお子さんの掛金を払ってないから怪我をしても出ません」と言えますか。
- 学事課長            同意書を年度始めにいただく予定をしています。
- 溝淵委員            同意書は出してるけど払わなかったら・・・。
- 学事課長            市の方としましては、同意書をいただいたら先に全部払ってしまいます。後から回収するようにしていますが、四国の3市につきましても未加入者はないようです。また、徴収できないことも「なし」ということです。  
これによりまして、約900万円程度入る予定をしています。
- 澤田委員            他にご意見はございませんか。  
ご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。  
市教委第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 委員一同            異議なし。

澤田委員長

異議なしと認めます。よって市教委第7号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について」は原案のとおり決しました。  
以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。